■昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成22年12月15日発行第408号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

12
2010

No.408

東武ワールドスクウェア（日光市）

Index

1 貢献
2 業務特集「事実証明」に関する業務について
3 栃木県行政書士会カレンダー（1月）
4 日行連だより
5 農用地利用計画変更（農振除外）申出の凍結について（栃木市）
宅建業電子申請システムの休止について
6 栃木県内H23･24入札参加資格審査申請日程表
7 支局かわら版（塩那）
8 おじゃましま～す！
9 支局情報（宇都宮・那須・塩那）
12 木もれび・茨城会水戸支部来館
13 アドちゃんの談話室
15 研修会のお知らせ
18 会員の動き

マスコットキャラクター
アドちゃん

©高井研一郎

栃木県行政書士会　http://www.gt9.or.jp/gyosei

貢　献

財務経理部副部長　根岸 慎治

財務経理部副部長の根岸慎治です。私が、今までどんな場面でどんな貢献をしてきたのか、いろいろ考えてみましたが、なかなか具体的な事柄というのを思いつくものではありません。

仕事を通して依頼者のために貢献できたことがあるかもしれません。また、地域活動等で地域に貢献できたことがあるかもしれません。あるいは、ボランティア団体への寄付等で貢献できたことがあるかもしれません。家庭のなかで貢献できたことがあるかもしれません。

社会というのは、１人の人だけでは成り立ちません。多くの人が、誰であっても何かしら分担しあった部分での貢献をしあって、社会が成り立っているものだと思います。

この世に生を受けた赤ちゃんの時から、夫婦あるいは家族に幸せを与えるということで貢献をし、学校で教育を受ける子供にしても、将来の社会をそれぞれが担っていくために、教育を受けるということで、社会に貢献しています。そして、仕事をするようになれば、それぞれが自分の仕事をしていくなかで、社会に貢献しています。また、仕事を通さなくても、地域に貢献することもできると思います。それぞれ誰でもが社会に貢献するための役割を分担し合って成り立っているのが社会だと思います。年老いて仕事から遠ざかった老人にしても、若い人たちに自分の人生経験を伝えることで社会に貢献しています。

また、家庭の中でも、夫婦それぞれが相手のために貢献するような行為をしているかもしれません。それは、親子の間にもお互いのために貢献するというような行為があるのだと思います。

もっと広く考えるならば、地球には、人間社会がありますが、地球上に人間しか存在しなかったならば、人間社会は成り立たないのではないかと思います。動物、植物、その他あらゆる物がそれぞれ貢献しあって、地球という存在があるのではないかと思います。

「貢献」ということを強く意識して行動しても、なかなか見つかるものでもありません。

とにかく何事にも精一杯努力して頑張っていくことで、いつの間にか社会に貢献できる、というものではないでしょうか?

これから先、人生を振り返った時に、「自分は、悔いのない人生をおくってこられた。」とそう思えるように何事にも精一杯頑張っていくこと、それが「貢献」ではないかと思います。

今 月 の 表 紙

東武ワールドスクウェア（日光市）

撮影 ： 広報部 関 比佐江

イルミネーションを観るのでしたら午後４時からの入場がおすすめです。入場料も駐車料も安くなります。

ちょっと早めに出かけて、先に大吊橋や温泉を楽しむのもいいですね。

業務特集　「事実証明」に関する業務について

専門業務指導員
松岡　英彦

行政書士法に規定された「事実証明書類」の作成

（業務）

第1条の2　行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

《改正》平 14 法 152

《改正》平 16 法 150

2　行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

上記のように、行政書士・行政書士法人でない者（非行政書士）が本条第1項規定の行政書士業務を行うと、原則的に犯罪としての罰則の適用を受けます（第19条第1項、第21条2号）。このように、行政書士法で独占業務として認められている業務は、①官公署提出書類、②権利義務書類、③事実証明書類、の3つがあげられます。

今回は、「事実証明」関係業務がテーマです。まずは、この分野においてどのような書類の作成が可能なのか概観します。作成できる書類は以下のとおりです。

1. 名簿・資格証明・社員履歴証書・会社業歴書・自動車登録事項証明書・交通事故調査報告書などの各種証明書
2. 経営会計書類として、財務諸表（決算書、貸借対照表、損益計算書等）、商業帳簿（総勘定元帳、金銭出納簿等）、営業報告書
3. 図面類（見取図、平面図、測量図等）・・・許可申請、届出書の添付書類が多く、見取図等はげんみつな測量によらないものも行政実務上認められている（他士業法による制限は別論）。

4. 指定法人あての提出書類

ただし、本条第2項に規定されているように、他士業法でその士業者の独占業務と明記されたものは、行政書士の独占的な書類作成業務から除外されます。「事実証明」関係業務に関連する業務には、以下のような例があげられます。

1. 税務書類の作成の中で、ゴルフ場利用税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、事業所税、石油ガス税、不動産取得税、都道府県たばこ税、市区町村たばこ税、特別土地保有税、入湯税に関する場合は、法定された税理士との共同法定業務です（税理士法第51条の2、2条第1項2号、同法施行令第14条の2）。
2. 税務に付随する財務諸表等の作成は、税理士との共管業務となります（税理士法第2条第2項）。
3. 登記に関係しない土地・家屋の調査と測量図の作成は、土地家屋調査士ではなく行政書士の専管独占業務と解されます。

栃木県行政書士会カレンダー（１月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
5	水	登録説明会	10:00～	総務部
		総務部会	13:30～	総務部
		足利市市民相談室　行政書類（遺言）など （足利市役所１階市民相談室）	13:00～16:00	足利支部
11	火	賀詞交歓会（於：ホテル東日本宇都宮）	11:00～	栃木県行政書士会
		編集会議	15:00～	広報部
12	水	ＴＩＡ相談会	10:00～	総務部
		外国人在留資格相談室 （於：足利市生涯学習センター会議室）	13:30～16:30	足利支部
13	木	著作権研修会	9:30～17:30	業務開発部
14	金	ＡＤＲ調停人養成ＰＧ　家族法研修　実践編１（全６回）	13:30～17:00	業務開発部
15	土	ＡＤＲ調停人養成　　中級編　第３回	10:00～17:00	業務開発部
17	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
		宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00～17:00	宇都宮支部
18	火	行政書士基礎講座「はじめての外国関係業務」	13:30～	業務研修部
19	水	行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
20	木	＜日行連＞全国研修会（ＤＶＤ伝達研修） ＜１０月期＞から１科目　＜１１月期＞から１科目	13:30～17:00	業務研修部
21	金	登録説明会	10:00～	総務部
26	水	法定業務研修「遺言・相続・遺産分割」	10:00～	業務研修部
27	木	法定業務研修「遺言・相続・遺産分割」	10:00～	業務研修部

「行政書士法制定 60 周年記念式典」「平成 23 年賀詞交歓会」
～開催のお知らせ～

日　時：平成２３年１月１１日（火）
第１部　11:00～11:55
「行政書士法制定 60 周年記念式典」
・記念表彰　・記念講演
第２部　12:00～14:00
「平成 23 年賀詞交歓会」

場　所：宇都宮市上大曽町４９２－１
TEL　028-643-5555
「ホテル東日本宇都宮　日光の間」

※参加をご希望の方は事務局（TEL028-635-1411）までお問い合わせ下さい。

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題
974	H22.11. 1	平成22年度報酬額統計調査実施にあたっての広報について
事務連絡	H22.11. 1	平成22年度単位会申請取次行政書士管理委員会等への助成金の取扱いについて
事務連絡	H22.11. 1	平成22年度ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ研修ｼｽﾃﾑによる研修実施にあたっての助成金の取扱いについて
993	H22.11. 4	全国広報・監察担当者会議の開催について（12/15～16）
994	H22.11. 4	平成22年秋の叙勲受章者のお知らせ（鳥取会有田啓氏旭日小綬章）
997	H22.11. 4	平成22年度全国研修＜12月期＞の開催について（12/3）
989	H22.11. 9	著作権相談員カードの送付について
事務連絡	H22.11. 9	「経営事項審査の事務取扱いについて」の一部改正通達について
	H22.11. 9	【重要】平成22年度全国研修＜12月期＞について
	H22.11. 9	【月間日本行政】１月号（№458）原稿予約と提出の締切について
1041	H22.11.12	平成22年度全国研修＜10月期＞のＤＶＤの送付について
1050	H22.11.12	知的資産経営WEEK2010シンポジウムに係るお願いについて
	H22.11.12	成年後見一般社団法人に関する意向調査の結果確認について
	H22.11.12	平成22年度全国研修＜12月期＞の科目名・概要について
1004	H22.11.15	平成22年度11月分　会費納入について（お願い）
1063	H22.11.15	法務省認証申請に係るＡＤＲ担当者責任者会議の開催について
1064	H22.11.15	法務省認証申請に係るＡＤＲ担当者責任者会議の開催について
事務連絡	H22.11.15	基礎研修（新入会員研修）実施に関する連絡事項
	H22.11.19	行政書士法人に関する届出通知書
1092	H22.11.19	地方自治体電子申請システムに関するアンケート結果に係る回答について
	H22.11.19	【お知らせ】H22.11.18-19 理事会の当日配布・追加資料について
	H22.11.19	【お願い】平成23年新年賀詞交歓会の日程について
1093	H22.11.19	常任理事会の議事録について(10/28開催)
1098	H22.11.24	厚生労働省からの毎月勤労統計調査の実施に関する広報掲載依頼について
1106	H22.11.24	平成22年度全国広報・監察担当者会議に係るアンケート調査について
	H22.11.24	平成22年度全国研修＜12月期＞における参考図書のご紹介について
	H22.11.24	【月間日本行政】２月号(№459)原稿予約と提出の締切について
	H22.11.24	11/18,19理事会資料
1080	H22.11.29	行政書士関係法規集の送付及び日行連ホームページへの掲載について

他会の動きダイジェスト

・県民公開フォーラム　－「成年後見制度を考える集い」開催される－	岡山会
・ドラマ『頼りになる街の法律家』の撮影、ＤＶＤ収録	長野会
・近畿大学法学部インターンシップ受け入れを実施	大阪会

農用地利用計画変更（農振除外）申出の凍結について
～栃木市より～

栃木市の市長合併に伴い新市の農業振興地域整備計画を策定することが必要になり、現在、栃木市で準備段階に入っています。

栃木市における農用地利用計画の変更（農振除外）申出について、平成２３年２月末の受付をもって凍結いたします。

新市での変更申出の受付は、新市計画策定の進捗状況によりますが、平成２４年５月末からの予定となりますので、よろしくお願い申し上げます。

※合併後の受付は、５月末、９月末、１月末の受付となりますので、ご注意願います。

栃木市経済部農林課農業振興担当
〒328－8686　栃木市入舟町７－２６
TEL　０２８２－２１－２５５１
FAX　０２８２－２１－２５５５

宅建業電子申請システムの休止について
～国土交通省総合政策局不動産業課より～

宅建業電子申請システムにつきましては、平成１９年９月から４手続について、同年１１月にはさらに１０手続について運用を開始し、以来３年を経過したところです。

この間、国土交通省による利用者向け説明会の開催など、普及啓発及び利用促進に係る取組が実施されましたが、これまでの利用率は低調であり、現状のままでは利用率が大幅に向上する見込みはなく、費用対効果の観点等から抜本的な見直しが避けられない状況になっております。

つきましては、電子申請を取り巻く昨今の情勢並びに運用経費を共同で負担する都道府県の厳しい財政事情を踏まえ、今般、国土交通省と都道府県で協議を重ねた上、平成２３年度内に同システムを休止する方針を決定致しましたので、あらかじめお知らせ申し上げます。

具体的には、平成２３年１２月末をもって申請受付を停止し、平成２４年３月末にはシステムを完全に休止することとなり、平成２４年１月１日以降の国土交通大臣免許に係る免許申請等につきましては、書面（紙）による窓口申請のみとなります。

なお、平成２４年１月１日以降の都道府県知事免許に係る免許申請等及び宅地建物取引主任者に係る資格登録申請等につきましては、各都道府県により取扱いが異なる可能性がありますので、各都道府県にお問合せください。

国土交通省総合政策局
不動産業課不動産業指導室
TEL　０３－５２５３－８１１１（代表）

事務局よりお知らせ　２０１１年度版　行政書士手帳について

残部僅少ですが、２０１１年度版「行政書士手帳」の販売をしております。

１．手帳の仕様　ビニールシート　黒（１６９×８３㎜）分冊方式・差込式
２．価　　格　８００円
３．販売方法　事務局に来局頂ければその場で販売致します。
郵送ご希望であればお電話でお申し付け下さい（別途送料２４０円）。
（事務局電話番号：０２８－６３５－１４１１）

※売り切れの時はご容赦下さい。

栃木県内　市町別
平成２３・２４年度　入札参加資格審査申請日程表

（平成２２年１２月３日現在　広報部調べ）

	県市町名	担当部署	電話番号	建設	測量建設コンサル	物品
1	宇都宮市	契約課契約ｸﾞﾙｰﾌﾟ（建） 契約課契約ｸﾞﾙｰﾌﾟ（物）	028-632-2163 028-632-2139	1/11～2/7	1/5～1/19	11/2～11/22
2	足利市	管財課契約係	0284-20-2119	1月（予）		随時受付中
3	栃木市	契約検査課契約担当(建) 財政課管財担当(物)	0282-21-2411 0282-21-2303	1月中旬（予）		12/1～12/17
4	佐野市	契約検査課	0283-20-3027	市内業者1/17～1/19 市外業者1/17～1/28		市内1/17～20 市外1/17～20
5	鹿沼市	契約検査課	0289-63-2278	12/1～12/20		
6	日光市	契約検査課契約係	0288-21-5134	1/20～2/2		
7	小山市	建設監理課工事契約係(建) 管財課物品契約係(物)	0285-22-9323 0285-22-9325	市内業者1/17～1/20(持参は1/18に限る) 市外業者1/24～1/28(郵送のみ)		12/2～12/8
8	真岡市	総務課契約検査係	0285-83-8145	市内業者12/13～12/24 市外業者1/11～1/21		
9	大田原市	検査課	0287-23-8189	12/1～12/21		
10	矢板市	財政課	0287-43-1114	1/7～1/24		12/1～12/17
11	那須塩原市	契約検査課契約係	0287-62-7114	1月中旬～1下旬（予）		
12	さくら市	財政課財産管理係	028-681-1122	11/1～12/24		
13	那須烏山市	総務課管財係	0287-83-1111	2月（予）		
14	下野市	管財課	0285-40-5553	1/17～1/28		1/31～2/10
15	上三川町	総務課管財係	0285-56-9114	2/1～2/15		
16	西方町	建設課	0282-92-0308	2月中旬（予）		
17	益子町	企画課管財係	0285-72-8829	2月（予）		
18	茂木町	建設課土木管理課(建) 総務課庶務係(物)	0285-63-5647 0285-63-5614	町内業者1/17～1/28 県内･県外業者2/1～2/10		2/1～随時受付
19	市貝町	建設課	0285-68-1117	2/1～（予）		
20	芳賀町	管財課	028-677-1111	１月末（予）		
21	壬生町	総務部総務課	0282-81-1809	1/6～1/19	1/20～2/2	2/3～2/16
22	野木町	総務課契約管財係	0280-57-4112	1/17～1/31		
23	岩舟町	総務課消防管財担当	0282-55-7752	2月頃（予）		
24	塩谷町	総務課管理担当	0287-45-2210	2月（予）		
25	高根沢町	総務課監理係	028-675-8101	2/1～2/15		
26	那須町	総務課契約検査担当	0287-72-6902	1/11～1/31		
27	那珂川町	総務課管財係	0287-92-1111	今年度受付なし		
28	栃木県	県土整備部管理課建設業担当(建) 会計局会計課物品担当(物)	028-623-2390 028-623-2091	県内業者 11/24～12/3 （電子申請のみ受付） ※１	県内業者 12/13～12/16 （電子申請のみ受付） （県内業者） ※１	11/4～11/17 （持参） 11/1～11/20 （電子、郵送） ※２

注１　(建)：建設工事、測量・建設コンサルタント　(物)：物品
注２　未定の市町については、来月以降の行政とちぎに掲載いたします。
※１　上記受付期間内にて管轄により指定された日になります。詳しくは、手引きでご確認下さい。
※２　新規申請、更新申請又は参加希望業種により受付方法や受付期間が異なります。詳しくは、手引きでご確認下さい。

那賀川町広重紅葉まつり

塩那支部

那珂川町は、旧小川町と馬頭町が合併して１０月でちょうど５年になります。このところ町は、温泉トラフグの養殖とイノシシ肉でテレビ新聞に話題を提供しています。

そのような楽しい話題がでている那珂川町では、鮮やかな紅葉がまっ盛りの広重美術館周辺や商店街の歩行者天国を中心に広重紅葉まつりが行われました。

１１月１４日、大勢の人が集い、たくさんの催しを楽しんでいた広重紅葉まつりを取材したので、その様子を紹介します。

早朝は、ゆりがねマラソン大会。親子の部や距離で４部門にわかれ、３歳から７０越えた選手が町内外から参加していました。スタート・ゴール地点では、我が子や我が亭主のため、家族がにぎやかに応援をしていました。今年の招待ランナーの浅利純子さんもいっしょに走りました。浅井さんの脚が細いのにびっくり。昨年の招待は「靴脱げちゃいました」の谷口浩美選手で、来年は３０回記念大会ですので、また往年の名選手が招待されるのでしょう。

馬頭商店街の中心部の歩行者天国では、鷲子山（とりのこさん）神社の鷲子囃子、コンサート、少林寺拳法の演武ほか餅つきや新そば、イノシシ肉の試食販売など間断なくお客さんを楽しませていました。

この１０月にデビューした那珂川町イメージキャラクター「なかちゃん」も練り歩き、子どもたちの人気物になっていました。関東一の清流「那珂川」と「那珂川の鮎」を頭にデザインした「なかちゃん」は、なかなかかわいいので町のイメージアップに貢献しています。

町役場庁舎北にある浮世絵版画の広重美術館は、この日は無料開放されて、普段の３倍くらいの入館者でにぎわっていました。秋の特別展「東海道と木曽街道の旅」というテーマの展示でした。東海道五十三次は広重美術館のもので、常設展でも見られますが、木曽街道は個人蔵で普段は見られないものでした。広重美術館内は、浮世絵展示なので照明が暗いですが、雰囲気は落ち着いていて何度来てもいいものです。

美術館裏山の紅葉はみごとでした。静神社と乾徳寺（けんとくじ）の境内なのですが、カエデ、イチョウ、桜などが秋の日に照らされ鮮やかに黄紅葉していました。

広重の浮世絵を観賞して美術館裏側の静神社と乾徳寺の境内にまわり、景色を見ながらゆっくり散策すると四季それぞれ変化がありいつでも癒される気がします。

（支局長　長谷川久夫）

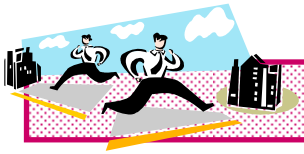

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今回は、小山支部の山根輝雄会員の事務所を訪問しました。

氏　名　山根輝雄（やまね　てるお）
事務所　小山市大字喜沢６３２番地６９
入会日　平成２２年５月１５日

○行政書士になった理由

２２年間サラリーマン生活をしていました。生産技術部門で、自動車部品の加工設備の設計に携り、設備単体からライン全体、工場全体へと経験を広げていき、北米、欧州、東南アジアなどの工場立上げを手掛けてきました。品質保証部門に移ってからは、ISO9001 や自動車セクター規格である ISO/TS16949 の認証取得プロジェクトに携わり、地球を（北半球だけですが）何周も飛び回ってきました。気づくと国内は空洞化。活動の拠点はもはや国内にはなく、人生半ばからの海外永住組は避けたいと思い、一念発起。地盤も看板もカバンもないのに、４０歳を過ぎてから脱サラしてしまいました。

○現在の業務・今後の展望

現在は、相続と離婚の二つがメイン業務となっています。今は仕事量も少ないので、少しずつ人脈を構築しながら、楽しみつつも妥協しないよう弱い心と葛藤する日々です。

今後の展望としては、転勤のプレッシャーからも解放されたので、地域密着指向でいろいろな事に挑戦していきたいと考えています。ISO 審査員の経験を突破口として、企業のお客さまも作りたい。小山市 IT ボランティアの委員として、地域の皆様の交流の一助となりたい。若手の起業家支援など、色々な業種の人達と力を合わせながら“創造する“ことに携わっていきたい。行政書士の経験を積み重ね、自分の専門分野が確立できるようになれるまで、当面の間は獰猛な雑食獣のままでいる予定です。

○趣味

春から秋にかけてはキャンプ。今年の避暑は、水上高原で１週間。携帯電話も通じず、下界とは隔絶された空間を満喫してきました。生まれて初めて、ホタルをみました。冬はスキー。帰りに立ち寄る温泉は格別です。１年中、家族で遊びまわっています。

○好きな言葉

「縁」。自分の努力が及ばない、不思議な力の存在を信じている。

○事務所付近の雰囲気

自宅から 100m足らずにある大沼調整池には、冬になると白鳥がやってきます。野生なのに、手を伸ばすと触れられる距離まで近寄ってきます。見た目は美しいのですが、くちばしでつつかれるととても痛いです。気をつけましょう。

○最後に何か一言

「俺はやる！」「行政書士一本で食ったる！」意気込みだけで、やっています。しかしながら、か細い私の心は良く折れます。そんな時は、ビールでしっかり補強しています。

（足利支局長　木村 昇）

画：宇都宮支部山本昭子会員

支 局 情 報

【宇都宮】

「福田富一知事を囲む会」開催

１１月２７日（土）宇都宮支部恒例の「福田富一知事を囲む会」が、午後６時半より宇都宮市内にある「ペニーレイン」にて開催された。

小林支部長、住吉和夫会長の挨拶に続いて、福田富一知事は謝辞の中で、手塚理恵本会副会長の御母堂様のご逝去（２５日）に弔意を述べられた。また、栃木県庁一階にて開催中の「命のメッセージ展ＩＮとちぎ」に寄せて「一人一人が自分の人生に悔いを残さないように」「多くの悩み苦しみ要望に応えていけるように」と熱く語られた。

この日の参加者は３０人余り。和やかな雰囲気の中、知事との歓談を楽しみ交流を深めた。急激な社会変化の中、会員相互の結束を深めるためにも意義あるものと感じた。

支部長はじめご尽力くださった方々に感謝し、午後９時半、郷間康久宇都宮市議会議員の挨拶を合図に惜しみながら散会した。

（支局長　遠藤美代子）

やってみよう、自賠責請求業務

宇都宮支部第３回研修会開催

１１月１８日、行政書士会館にて、芳賀支部の柳知明会員を講師に「交通事故業務」の研修会を開催した。行政書士は交通事故関係の相談を受けることが多々あるが、これまで交通事故に関する研修会は開かれたことがなかった。この業務に関心のある会員は多く、研修会は知識を吸収しようとする張り詰めた空気の中で行われた。

交通事故といえば被害者と加害者の示談交渉が連想され、行政書士業務となりうるのかどうか、分かりにくい。研修では、行政書士が関わることができる自賠責保険について、業務となりえる根拠、事故後の流れや、メインとなる被害者請求がどのようなものか、詳しく解説された。

物損事故や示談を伴う相談など、法律上関わってはいけないと思われる事例についても、丁寧に分かりやすく説明された。さらには病院でのやり取りや医学的な知識など、この業務ならではのものもあり、興味深かった。

交通事故を業務とする行政書士が全国にも大勢いる事を知り、行政書士業としての可能性を再確認する貴重な研修となった。他支部から宇都宮支部研修にご協力いただいた柳会員には、深く感謝したい。

（支局長　遠藤美代子）

パルティ無料相談会開催

１１月１３日（土）パルティとちぎ男女共同参画センターにて開催された「フェスタｉｎパルティ２０１０」に宇都宮支部で参加し、無料相談会をパルティ３階の広々とした１室で行いました。相談件数は１件でしたが、行政書士の宣伝効果は抜群だったと思います。なぜなら、持参した栃木県行政書士会アドちゃんティッシュが、気が付いたら手元に一つも残ってなかったからです。いつのまに？と、不思議な感じでしたが・・・。

パルティ１階の催し物から流れ出る音楽、ダンス、人々の声援が３階の無料相談会会場までよく聞こえ、参加者も見物客もとても楽しそうでした。

（支部理事　高橋江美）

【那　須】

那須支部宿泊研修会開催

１１月２６日（金）午後２時００分から那須オオシマフォーラムにおいて、平成２２年度那須支部宿泊研修会が開催された。

那須支部として、平成２２年度第２回目となる今回の研修は、「土地利用の実務」というテーマで、厚木壽夫先生に講師をお願いし、会員８名の参加により行われた。

今回の研修は、実例研究という形で、厚木先生が扱われた案件について開発許可申請の進行手順に沿って、ご講義いただきました。土地利用計画平面図を用いて、事前相談についても、相手方ごと・検討が必要な個所ごと等に分けてご説明いただきましたので、注意が必要なポイントを一つずつ確認することができました。

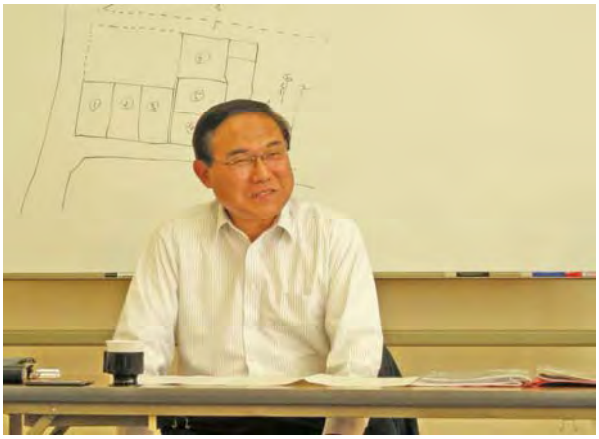

また、土地利用業務に携わると、許可条件とコスト削減の問題や土地の区割り、収支計算等について依頼者から、アドバイスを求められる場合もあるとのことでした。これらは、実務に精通していなければ難しいところではありますが、逆に適切なアドバイスができれば依頼者に対する大きなアピールポイントとなります。収支計算やコスト削減というのは、直接、依頼者等の負担に関わってきますので、厚木先生から、『依頼者の利益を考えると』ということを伺い、許可を取得することだけを考えるのではなく、許可の取得は勿論のこと、依頼者の利益を最大限にすることを常に意識して業務に取り組む必要があるのだと改めて考えさせられました。

講座終了後には、土地利用の業務に限らず、各会員が感じている疑問や業務等について多くの話題がでていました。普段は、会員同士で接することは多くありませんので、各会員にとって、このような研修会は、業務の知識等を得ることを目的としておりますが、会員同士が交流を図り、情報交換等を行うことができる貴重な機会にもなっていることを感じました。

（支局長　冨田倫子）

那須野巻狩り祭りへの出店・無料相談会実施

那須支部では、１０月２４日に那須野巻狩り祭への出店、１１月１４日には、ゆめプラザ那須においての無料相談会を実施しました。巻狩り祭りへの出店は､昨年に引き続き２回目となりますが、今年は、行政書士が取り扱う業務を記載したチラシの配布等を行いました。その場では、相続についてのご相談が１件あり、後日、チラシをご覧になった方からの問い合わせもありました。

ゆめプラザ那須において実施した無料相談会では、相続関係が２件、離婚関係１件、土地問題１件でした。この会場での無料相談会は、実施回数自体がまだ少ないのですが、今回の相談会では、過去の相談会よりも若干多くのご相談いただきました。

６０周年記念市民公開講座の際、講座後に遺言・相続・後見に限られてはいましたが、１０件以上の個別相談を受けておりましたので、相談会と開催時期・場所が近かったこと、他士業等の無料相談会も多く開催されている時期であること等を考え合わせますと、少しずつではありますが、行政書士の認知度アップを図るための活動等の成果とも考えられるのではないでしょうか。

しかし、現在も「行政書士はどのような仕事をしているの？」と問われることも多いため、今後も引き続き行政書士や行政書士業務の認知度アップを図るための活動は、地道に行っていく必要があるでしょう。また、無料相談会については、社会貢献の一環としても、多くの方にご利用いただければと考えております。

（支局長　冨田倫子）

【塩　那】

塩那支部無料相談会実施

１１月３日文化の日、塩那支部は、矢板市で無料相談会を実施しました。矢板市「ともなり祭り」の日にあわせて、市役所前の一角を借りて支部会員６名が午前１０時から３時まで市民の相談に応じました。

晴れた日でしたが風がでると肌寒く、照ると暑いという天気でした。会場の矢板市役所周辺には、産業文化祭と福祉祭りのため多くのテントが並び、大人子ども家族連れで大勢の人が繰り出していました。

始まってすぐに相談者が訪れて、幸先よい出だしでしたが、午前中に土地賃貸借契約に関する相談が１件、午後は、中学生が数人訪れて「行政書士って何をやっているの？」と質問してきて少し活気が出ました。いずれの相談者も納得した様子でした。相談件数は少なかったが、行政書士会の名入りティッシュもたくさん配り広報に役立ちました。

最初の相談者は人目に触れたくない、との事でテントの奥で受け答えをしました。「大勢の人が集まる場所では相談者が人目を気にする事案もあるので、来年の無料相談会は、受付と相談場所を分けることも考えよう」と反省し合いました。

（支局長　長谷川久夫）

私の家族は、よくテレビを見ます。薄型テレビも早い段階で手に入れ、完全地デジ化を前に、さらにテレビは進化して、買い替えを急いで損をしたかと思うほどです。当時はエコポイントもありませんでしたし。おかげで嫁はテレビの前では話しかけても返事の無い置物と化し、しばらくはテレビなんか、この世から無くなればいいのに！！　と思うほどでした。

そんなある日、嫁と同じくテレビの前の涅槃像と化していた小学生の娘が、井頭公園に行きたいと言い出しました。サイクリングがしたい、と訴えるので、最近１０ｃｍ以上増えた胴回りを撫でながら、私も運動が必要かなと、真岡市の井頭公園へ。家族３人自転車を借りると、嫁と娘はある場所に向かいます。どうやら、サイクリングの他に、目的があった様子。約１５年ぶりの自転車に、やっとの思いでついていく私。

辿り着くと、そこは「花ちょう遊館」という井頭公園内にある施設。どうやら、南国を再現している施設のようです。中は暖かで、バナナや、おそらくはパイナップルも育っています。嫁は「マンゴーを収穫しろ！」と無茶な指令を出します。そんな中、多くの蝶が舞う部屋に辿り着くと、娘はおもむろにティッシュを出します。その目的を嫁は理解していたらしく、広げたティッシュの中心をつまみ、優しく上下するように娘に促します。

すると。

娘の周りに蝶が群がってくるではありませんか。やれば簡単に群がってくるわけではありませんが、何度か試せば、確かに、蝶は娘に寄ってきます。

実はこれ、テレビでそういう実験をしていたのを見て、自分でもやってみたい、ということで、蝶のいる施設を探し求めて、井頭公園に辿り着いたようなのです。最初から言ってくれれば、カメラを用意してきたものを、サイクリングの邪魔になると思って、置いてきてしまいました。仕方なく、写真は携帯で撮影。

テレビを馬鹿にしていましたが、こうして娘の知的好奇心を刺激して、家族の想い出を作るきっかけを提供してくれるのであれば、テレビも悪くないかな、と思うようになりました。

どうして蝶が寄ってくるのか、そこまでの興味を小学生の娘に求めるのは、ちょっと酷かな。

なので、自分でネット検索してみましたが、嫁娘が参考にしたであろう番組名はわかっても、蝶がティッシュに寄ってくるメカニズムは謎なのでした。

う一む、気になる。

（芳賀支局長　柳　知明）

茨城会水戸支部研修会を当会館にて開催

１１月２７日（土）栃木県行政書士会館において、茨城会水戸支部の研修会が開催されました。この研修会は茨城会水戸支部から、当会館の視察および当会会員との意見交換による研修会実施の依頼を受けて開催されたものです。

研修会には茨城会水戸支部の１２名が参加し、当会からは住吉和夫会長、小林幸雄宇都宮支部長、田代昌宏理事、青木裕一理事の４名が出席しました。

住吉会長の挨拶の後、当会館の建設の経緯に関する説明や、栃木会での特徴的な業務である産業廃棄物収集運搬業に関する経営診断書等の作成、栃木方式と呼ばれる車庫証明センターについて活発な質疑応答が行われました。

引き続き、行政書士の業務に関して農地転用等に係わる申請等の手続を行政書士が代理人として行う場合について、申請書等には行政書士の職印のみで申請者等の押印を不要とする運用

が茨城県内においては当然であること、水戸支部では研修会として講師や内容を定めずに行うフリートーキングでの討論形式による意見交換会が成功していること、無料相談会の積極的な展開を含む支部活動等々、示唆に富んだ意見交換と懇談が行われました。本研修会は、茨城会水戸支部との意見交換を通じて相互の懇親を深めるとともに、これからの行政書士のあり方を考える有意義な会合となりました。また、行政書士が代理人として業務を行う場合の諸問題について働きかけを行うときの良い実例を得ることができたと考えております。

（理事　青木裕一）

母のこと②

平成１９年１０月６日（土）。母の手術日当日。この日を迎えるまでに何度か主治医の先生から説明を受け、主に〝悪い話〟や〝万が一の話〟を嫌と言うほど聴かされ、何枚かの書類（いわゆる「承諾書」の類）に署名捺印しました。手術の開始はお昼の１２時半とのことだったので何時までに病室に来るべきか看護師さんに聞いたところ、「１２時半」とのこと。病院では病室を出発してから病室に戻って来るまでが手術という認識みたいです。自宅に無事帰るまでが〝遠足〟と同じで、病室に無事戻るまでが手術です。母は定時に病室を出発しました。ストレッチャーに乗って運ばれていると、いかにも病人といった感じです（本物の病人ですが…）。すれ違う人たちがストレッチャーに道をゆずりながら（ストレッチャーは院内では最強で、道をゆずらない人はいません）、〝同情〟や〝好奇心〟の入り混じった無表情な目で見送ります。

母はストレッチャーに乗せられたまま手術室へ消えていきました。看護師さんから必ず１人は指定された場所（外科外来の待合室で外科外来は休診なので他の患者などはいない）で待機しているように指示されました。本人は全身麻酔で意識がないので、手術中に確認すべき事態が発生した場合には家族に確認しなければならないとのこと。夕方（午後４時、５時）までの長丁場なので読むべきコミックを数冊持参していました。伯母（母の姉で心配性・おば１号）と叔母（母の妹で楽天家・おば２号）、との３人で待機です。私は、何度か院内をあてなく歩き回りました。手術室の前を通ると「手術中」が緑色に光っていました。光っているうちは当たり前ですが、「手術中」です。「あと１時間位かな？」と思いながら院内を徘徊して待機場所に戻ると伯母（繰り返しですが、母の姉で心配性）が１人でいて、私に気づくと「看護師さんが探しに来た」とすでに涙目でした。〝お腹を開けたら手が付けられなくて、そのまま閉じてしまった〟なんて話もまま聞くが、それにしては時間が経っている……、などと考えながら手術室へ急ぎました。

手術室の前では、病棟の看護師さんが待っていました。ドアを入るとそこは手術室ではなく、待合スペースみたいな場所でした。この看護師さんも手術室の中からの電話で指示を受けただけで内容はわかりませんでした。ただ、時間の経過と待合スペースにあったストレッチャーがなかったことなどから、手術は終わり、ストレッチャーへ移されている最中だと判断していました。

約１０分後複数の先生や看護師さんと一緒にストレッチャーに乗せられた母が出てきました。先生の説明によると手術は成功で人工肛門も回避できたとのことでした。良かった＆良かった。先生はトレーに乗せられた摘出した部位を手に取り説明を始めました。「これが切り取った大腸で、これが筒状になっていて（筒状でなくなっているものを、わざわざ手で筒状にしながら）、あっ、上下逆だ」などと不要な笑いを織り交ぜていました。

看護師さんから「これから病室へ戻りますので、先に戻っていて下さい」と指示されました。病室に戻る前に、待機している伯母と叔母（おば１号・２号）へ知らせに行きました。廊下を小走りに急ぎ、伯母と叔母が視界に入ったとき、おば１号・２号も私に気づきました。大声は出せないので、私は両手で頭の上に大きな丸を作りました。２人も安堵の笑顔をみせました。３人でやれやれと病室へ向かいましたが、もし、このとき２人のことを忘れて１人で病室に戻ってしまったら、この老姉妹はどうなったことでしょう。今でも待っている？　またまた、本題には入れませんでした。

（足利支部　杵渕　徹）

釣紀行２３

「痛いっ！」と思わず右手の甲を叩いた瞬間、オモリの１５ｃｍくらい先に釣針にさしてあるエサとともに川岸から伸びている木の枝に釣り糸がクルクルと絡まってしまった。

平成２２年８月６日、東北のとある沢に日の出とともに入渓し、釣り始めて３時間も経過しただろうか。この日はあいにく手袋を忘れて素手で竿を持ち渓流釣をしていた。本来沢に入るときは、万が一のためマムシや虫よけと岩の擦り傷予防や釣った魚を掴む場合に滑らないように手袋をするのが常識になっているのだが、運悪く車から持ってくるのを忘れてしまったうえに、もう既に私を降ろした車は相棒のＦ氏が上流へ移動してしまっているので、「まあいいか」と諦めて釣っている時の出来事だった。

今年は異常に気温が高く、東北でも日中は３３度になる日が連日続いていて、沢の水は減水ぎみでイワナやヤマメも夏バテぎみなのか、食欲がなく岩の下の深く水温が低いところにもぐっていて、水中に見える魚は腹ぺらしの小魚ぐらい。アタリもたまにしかなく、アブが周りを飛んでいるのがだんだん目障りになってきた。

そのうち太陽の日差しが暑く感じられてきたころ、常に２０～３０匹は周囲に飛んでいるだろうか、今までに経験したことがないほど沢山の量のアブが、長袖シャツの袖のすきまや手首と手、かぶっている菅笠の台とそのすきまの頭髪や顔や襟元等、シャツの上からも容赦なく刺してくる。自分がすることといえば、気温がどんどん高くなってきている中で、暑くて汗でびっしょりの顔を手ぬぐいでふき取り、手で飛んでいるアブを払いのけることくらいしか出来ない。何度払っても周りを飛び続け、隙があれば刺してくる。イライラ感が沸点に達した頃、人が聞いたら当然ヒンシュクを買う言葉？で大声を上げ、うっ憤を晴らしている最中に起きたのだった。

釣竿を引っ張って、釣り糸を引っ掛かっている木の枝から外そうとするが、なかなかうまく取れない。相変わらずアブは周りをブンブンと飛んでいて、隙があればチクリとくる。イライラしているので釣竿を思い切り引っ張って釣り糸を切り、近くにあった岩に座って仕掛けを作り直している間も「ブンブンブンとアブ（ハチ）は飛ぶ・・・」。もう釣りを楽しむことなど今日は無理だと、釣り糸とともに心の糸まで切れてしまった私は投げやりになりながらも仕掛けを作り直し、ついでに軽い食事休憩をし、なんとかリフレッシュしたのだった。

心機一転上流に移動し良計の魚がいそうな所で竿をポイントに振り込んだその時、「ギャーッ！ギャーッ！」と鳥の声がする。竿には変なアタリがあるが、いつもの川の中に引き込まれる感じではなく、空の方に引っ張られると言った方がいい。引っ張られる方をよく見るとスズメに似ている鳥「ミソサザイ」が右方の羽の付け根に釣り針が引っ掛かってバタバタしている。ちょうど初市などに１ｍ位の篠竹に紐でプラスチック製の鳥の形をしたものを取り付けてあって、竹の棒を振り回すと飛んで見えるようなおもちゃを売っているが、それと同じようなことが実際に私の竿先で起こっている。竿を河原に置き竿先の釣り糸を引っ張り、バタバタしている鳥をつかまえて針を外して逃がしたやり、今日は最悪な日でもう終わりとあきらめ、早々と竿をたたみ車に戻った。

相棒Ｆ氏がいる上流へと車を走らせつつ山の中を注意深く見ていると、黄色い例のヤツがビッシリと麓から上に向って沢山あることがハッキリと分かった。今回の主目的である「チタケ」があたり一面に生えている。明日は午前中チタケ採りをどの山から入ろうかとルンルン気分で、先程までプッツンしていた事などもう忘れて採らぬ狸の皮算用をしながら、Ｆ氏との待合場所に向った。

翌日は当然のことだが、早朝から山に入りチタケを採り車一杯にして帰途に着いたのは云うまでもない。・・・・・人生山あり川（谷？）あり、南無・・・

（木子　岩魚）

研修詳細

著作権研修会

業務開発部主催

今回の研修を受講し、効果測定で一定の成績を修めますと著作権相談員名簿へ掲載されます。
従って以前に著作権研修を受講し、効果測定に合格して相談員名簿に掲載されている相談員の方は対象となりません。

○開催日時　　平成 23 年 1 月 13 日（木）9：30～17：30
○開催場所　　栃木県行政書士会館２階
○受講料　　500 円
○テキスト代　　2,500 円
○研修項目および講師

時間割		研修科目	講師
1 時限目	9：30～11：00	著作権法概論①	行政書士　長竹基行
2 時限目	11：10～12：40	著作権法概論②	
3 時限目	13：30～15：00	著作権実務について①	行政書士　田代昌宏
4 時限目	15：10～16：40	著作権実務について②	
5 時限目	16：50～17：30	効果測定	

※　特に時間厳守でお願い致します。
※　全課程出席者には日行連会長と中央研修所所長の連名で受講証明書が発行されます。

研修詳細

ＡＤＲ調停人養成ＰＧ　家族法研修　実践編１（全６回）

業務開発部主催

家族法研修基礎編で確認した法的知識をベースとした、助言型ＡＤＲに必要な法的情報提供能力を鍛える為の、家族紛争事件論点抽出訓練です。
行政書士業務の通常の法律相談にも役立つのでぜひご参加下さい。

○開催日時　　平成 23 年 1 月 14 日（金）13：30～17：00
○開催場所　　栃木県行政書士会館２階
○研修項目および講師
　行政書士　久我　臣仁
○使用テキスト及び金額
　「実務家族法講義」　　4,725 円（税込）　　発行　民事法研究会
　※　事務局で受講者分のみ注文いたします。テキスト代は受講者負担です。

研修詳細

ＡＤＲ調停人養成　　中級編　第３回

業務開発部主催

○開催日時
　平成 23 年 1 月 15 日（土）10：00～17：00
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修項目および講師
　行政書士　古川正美、安　圭一（茨城会）、土方美代（栃木会）

研修詳細

行政書士基礎講座　第９回

業務研修部主催

○開催日時
　平成 23 年 1 月 18 日（火）13：30～
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修項目および講師
　「はじめての外国関係業務」（行政書士　深見　史）

研修詳細

＜日行連＞全国研修会（ＤＶＤ伝達研修）のお知らせ

業務研修部

○ 開催日時
　平成 23 年 1 月 20 日（木）13：30～16：40
○ 開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○ 受講料
　500 円
○ 対　象
　会　員
○ 研修内容

	時　間	内　　容
１時限目	13：30～15：00 (90 分)	「廃棄物処理法の改正について」 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課　担当官
２時限目	15：10～16：40 (90 分)	「建設請負契約のリスクと帰責について」 中央大学法科大学院　教授　笠井　修

※資料印刷の関係上、期限（１／１３）厳守でお願いします。

研修詳細

平成 22 年度　栃木県と共催の研修会

総務部主催

「行政書士業務の範囲について」

○開催日時
　平成 23 年 2 月 25 日（金）13：30～15：30

○開催場所
　栃木県教育会館　小ホール（宇都宮市駒生１－１－６）

○演題および講師
　「行政書士業務の範囲について」
　　（日本行政書士会連合会理事　　中津川 彰　弁護士）

※行政とちぎ 11 月号 P17 の「業務の困りごと」アンケートも募集中です(〆切＝１月４日まで)。

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込	ﾃｷｽﾄ申込	昼食 ¥500 程度
1／13	著作権研修会	500	1/7		必須	
1／14	ＡＤＲ調停人養成ＰＧ 家族法研修 実践編１	無料	1/6		必須	—
1／15	ＡＤＲ調停人養成 中級編 第３回	無料	1/12		—	
1／18	行政書士基礎講座　第９回 「はじめての外国関係業務」	無料	1/12		—	—
1／20	〈日行連〉全国研修会（DVD 伝達研修）	500	1/13		—	—
2／25	県との研修会 「行政書士業務の範囲について」	無料	1/31		—	—

支部名		氏　名	
ＦＡＸ			

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 22 年 11 月 30 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	芳　賀 小池　英男	22. 11. 15	321-4106	芳賀郡益子町大字七井 3317 - 3	0285-72-8615	
	佐　野 内藤　正幸	22. 11. 15	327-0046	佐野市村上町 833	0283-22-1718	

【行政書士法人設立】

支部・名称	成立年月日	事　務　所	電　話	社員
小　山 行政書士法人あおば	H22. 11. 1	〒323-0807 小山市城東 1 - 6 - 33	0285-25-1122	代表社員　外山　明 一般社員　中山幸江

【退　会】

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
佐　野	新井 洋子	H22. 11. 12	廃　業	宇都宮	髙尾 廣行	H22. 11. 29	廃　業
宇都宮	齋藤　保	H22. 11. 29	廃　業				

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
那　須	後藤　三郎	ＴＥＬ	0287-36-5349
宇都宮	大野　聿夫	事務所 ＴＥＬ 事務所名称	宇都宮市大塚町 12-20 028-678-8024 大野行政書士事務所
小　山	中山　幸江	属　性 事務所 ＴＥＬ 事務所名称	行政書士法人の社員 小山市城東 1 - 6 - 33 0285-25-1122 行政書士法人あおば

事務局よりお知らせ

12/29(木)～1/3(月) 年末年始休暇となります

編集後記

この時期の写真撮影は、スノーシューやストックを装備して歩くことも珍しくない。腿まで埋まる雪の中でやっと撮影ポイントに着いたら、電池とフィルムの携行を忘れてとか…。凍てつく地面で振り返った瞬間、転んで骨折寸前とか…。強風に三脚もろともカメラを飛ばされたりとか、涙の出そうな小話に事欠かない。

それでも、肉眼とレンズで見る素晴らしい自然と、猿や鹿やオオカミとの出会いが、全ての辛さを帳消しにしてくれる。　（広報部長　関　比佐江）

行政とちぎ 12 月号 No.408

発行人　栃木県行政書士会　会長　住吉和夫
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町 1 番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政とちぎ 2010. 12
平成22年12月15日発行　第408号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

行政書士

あなたの街の法律家

「えがお」をつなぐ。「あした」を育てる。あなたの側に行政書士。

タレント 中村 雅俊

成年後見　相続　遺言　契約書　許認可

行政書士相談センター 028-638-0919（丸くいく）

電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）

栃木県行政書士会

©高井研一郎

マスコットキャラクター
アドちゃん